

令和 6 年度 豊中市指定障害福祉サービス 事業者等集団指導 【相談支援系】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

1. 根拠法令等
 2. 行政処分の事例紹介
 3. 令和 6 年度報酬改定
 4. 実地指導における主な指導項目
-

1. 根拠法令等

根拠法令等（計画相談支援にかかる主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
政令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
省令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労省令第19号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第28号）
告示	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第125号）
通知	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第22号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）

根拠法令等（地域移行支援・地域定着支援にかかる主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
政令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
省令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労省令第19号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第27号）
告示	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第124号）
通知	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第21号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）

根拠法令等（障害児相談支援にかかる主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
政令	・ 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）
省令	・ 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚労省令第11号） ・ 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第29号）
告示	・ 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第126号）
通知	・ 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第23号） ・ 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年障発0330第16号）

2. 行政処分の事例紹介

豊中市内 訪問系の行政処分事例

令和5年 4月30日 (指定取消)	豊中市	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	【居宅介護】 不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・令和元年6月から令和3年5月までの介護給付費の請求について、複数の利用者に対して、その利用者よりも少ない人数のヘルパーまたは無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、1対1の個別支援があったかのように見せかけ、虚偽のサービス提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 ・令和2年8月及び令和3年4月の介護給付費の請求について、無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、別のヘルパーがサービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 【重度訪問介護】 【行動援護】 法令違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護において介護給付費を不正に請求し、指定取消処分に該当する違反行為を行ったことから、居宅介護と一体的に運営していた重度訪問介護及び行動援護についても、指定を取り消すもの。
----------------------------------	------------	---	--

兵庫県内 相談支援系の行政処分事例

処分 通知日	所在地 自治体	サービス 種別等	行政処分の理由
令和6年 2月27日 (指定の全部 効力停止)	西宮市	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援	(1)不正請求 (障害者総合支援法第51条の29第2項第5号、児童福祉法第24条の36第5号) 法令違反 (障害者総合支援法第51条の29第2項第9号、児童福祉法第24条の36第9号) 相談支援専門員の資格を有しない職員が、計画相談支援及び障害児相談支援を提供したにも関わらず、市への提出書類には相談支援専門員の資格を有する職員が各支援を提供した旨を記載し、各支援給付費の請求を行い、受領した。 (2)法令違反 (障害者総合支援法第51条の29第1項第9号) 指定一般相談支援事業所について、(1)を理由に処分する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所と同一の事務所で、一体的に運営していることから、併せて処分する。

全国 相談支援系の行政処分事例①

令和5年 8月4日 (指定取消)	佐賀県 鳥栖市	計画相談支援 障害児相談支援	<u>人員基準違反及び不正の手段による指定</u> (障害者総合支援法第51条の29第2項第3号、第8号、 児童福祉法第24条の36第3号、第8号) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を配置すべきであったが、開所当初から人員基準を満たしていなかった。 <u>運営基準違反</u> (障害者総合支援法第51条の29第2項第4号、児童福祉法第24条の36第3号) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者は、指定計画相談支援事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすべきであったが、従業者に対する必要な指揮命令がなされていなかった。また、相談支援専門員が行うこととされているサービス等利用計画書の作成及び利用者への説明について、相談支援専門員以外の従業者が当該業務を担当していた。 <u>不正行為</u> (障害者総合支援法第51条の29第2項第5号、児童福祉法第24条の36第5号) 計画相談支援給付費の請求に対し不正があった。 <u>関係法令違反</u> (障害者総合支援法第51条の29第2項第9号) 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業所と一体的に運営する一般相談支援事業において、指定基準違反が確認された。
---------------------------------	--------------------	--------------------------------	--

全国 相談支援系の行政処分事例②

処分 通知日	所在地 市町村	サービス 種別等	行政処分の理由
令和 5 年 8 月 4 日 (指定取消)	佐賀県 鳥栖市	地域移行支援 地域定着支援	<u>不正の手段による指定</u> (障害者総合支援法第51条の29第 1 項第 8 号) 県に対する事業所の指定申請時に、基準上配置が必要な相談支援専門員について、他県在住にもかかわらず、佐賀県内の住所を記載した労働契約書を県へ提出するとともに、当該相談支援専門員は当該住所に転居しておらず、人員配置基準を満たさないまま指定を受けた。 <u>人員基準違反</u> (障害者総合支援法第51条の29第 1 項第 3 号) 相談支援事業者は必ず 1 人以上の相談支援専門員を配置すべきであったが、指定時から相談支援専門員を配置しておらず、人員基準を満たしていなかった。 <u>運営基準違反</u> (障害者総合支援法第51条の29第 1 項第 4 号) 従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととされている事業所の管理者が、指定基準等を把握及び理解しておらず、従業者に対する必要な指揮命令がなされていなかった。 <u>法令違反</u> (障害者総合支援法第51条の29第 1 項第 9 号) 一般相談支援事業（県指定）と一体的に運営する、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（市指定）において、指定基準違反等が確認された。

全国 相談支援系の行政処分事例③

処分 通知日	所在地 自治体	サービス 種別等	行政処分の理由
令和6年 7月24日 (指定取消)	宮崎県 延岡市	計画相談支援 障害児相談支援	不正請求 (障害者総合支援法第51条の29第2項第5号、児童福祉法第24条の36第5号) 事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を配置すべきことが法令で定められているにもかかわらず、令和5年5月1日から令和5年11月29日の間、相談支援専門員を1名も配置していない状況であったとともに、その状況が継続していたにもかかわらず、給付費を反復継続して不正に請求し受給し続けていた。 虚偽報告 (障害者総合支援法第51条の29第2項第6号、児童福祉法第24条の36第6号) 相談支援専門員の勤務状態等にかかる書類の提出を求めるも虚偽の報告を行った。

参考：『就労給付金を詐取 詐欺容疑で施設元職員 2 人を逮捕』

障害者就労支援施設の利用実績を偽り、水増し請求した給付金約 2 4 8 万円を神戸市からだまし取ったとして、兵庫県警組織犯罪対策課などは（10月）25日、詐欺の疑いで、いずれも同市長田区の就労継続支援 B 型事業所「テレサ」の元職員で、飲食店経営の保科勝久（65）＝同区五番町と、無職の高瀬敏史（59）＝大阪府池田市姫室町＝の両容疑者を逮捕した。同課は 2 人の認否を明らかにしていない。

逮捕容疑は今年 2 ～ 8 月、就労サービスの利用者の一部について、実際は利用していないのに、6 回にわたって神戸市に給付金を請求し、2 4 8 万 4 8 2 3 円をだまし取ったとしている。

同課によると、保科容疑者が、知人らに「テレサに登録すれば 1 万 5 千円をあげる」などと勧誘し、高瀬容疑者が市に虚偽申請する役割を担っていたという。同課は、令和 3 年 8 月～今年 6 月までにテレサが市から受給した約 1 億 4 千万円のうち、約 8 千万円が不正受給の可能性があるとみて捜査を進めている。

神戸市や事業所のホームページによると、テレサは市が平成 2 6 年に就労継続支援 B 型事業所に指定。定員は 2 0 人で、利用する障害者がタオルを折り畳んだり、ハンカチを袋詰めしたりした作業に対して報酬を支払う一方、市から給付金を得ていた。

（引用：産経新聞ホームページ（産経WEST），「障害者就労給付金詐取か 詐欺容疑で施設元職員 2 人を逮捕 兵庫県警」，2023年10月25日，
<https://www.sankei.com/article/2023/025-H4NEODTDXFNUHNUGILJ3HCTT5U.html>）

3. 令和 6 年度報酬改定

相談支援員

○概要

- ・相談支援に従事する人材の確保

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

※上記以外の計画の作成に係る一連の業務については、**相談支援員が行うことはできない**ため要注意。

○解釈通知

第二 指定計画相談支援に関する基準 2 運営に関する基準 (11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）

（略）なお、相談支援員が業務を行う場合、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要がある。また、**相談支援員については、次に掲げる業務のうち、⑬から⑰まで及び⑳の業務を単独で行うことはできない**ものであるが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わることが必要である。

（以下抜粋）

- ⑬ サービス等利用計画案の説明及び同意
- ⑭ サービス等利用計画案の交付
- ⑮ サービス担当者会議の開催等による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取
- ⑯ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意
- ⑰ サービス等利用計画の交付
- ⑳ サービス等利用計画及びモニタリング期間の変更

相談支援員

○解釈通知

第二 指定計画相談支援に関する基準 1 人員に関する基準 (1) 従業者（基準第3条） ③ 相談支援員（第4項及び第5項）

ア 事業者要件

指定特定相談支援事業者は、**次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができる。**

なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。

a 当該指定特定相談支援事業所が**機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしている**こと。

b 当該指定特定相談支援事業所に配置される**主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されている**こと。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。

(a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る**伝達等を目的とした会議の開催**

(b) 全ての相談支援員に対する**主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施**

(c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など**サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言**

イ 相談支援員の要件

配置される相談支援員については、専ら**当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者である者**であって、**社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの**であることが必要である。

ウ 相談支援員の兼務

相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とする。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。

なお、相談支援員の兼務に係る留意点については、第一の1の(1)の①のウの規定と同様である。

相談支援員

○省令

第三条（従業者）

1～3（略）

4 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。

一 当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）に該当する者（当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

5 前項の規定により相談支援員を置く場合における第十一条、第十五条第一項第一号、第二項第一号から第九号まで及び第三項、第十五条の二、第十八条、第二十条第一項から第三項まで、第二十三条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。

相談支援員の業務による加算の算定

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）

問79 相談支援員が各種加算に係る所定の業務を行った場合、各種加算を算定することは可能か。

（答）原則として算定可能である。

もっとも、サービス利用支援の実施に付随するもの、指定基準上 相談支援員が行うことが認められていない業務が要件となっているもの、告示上 相談支援専門員のみが規定されている以下加算については、相談支援員による支援のみでは算定不可である。

- ・初回加算
- ・集中支援加算のうち、会議の開催
- ・サービス担当者会議実施加算

また、

- ・行動障害支援体制加算
- ・要医療児者支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算
- ・高次脳機能障害者支援体制加算 等の質の高い相談支援体制を評価する加算については、

相談支援専門員が研修修了することが必要であり、研修を修了した常勤の相談支援員をもって加算を算定することはできない。

相談支援員の業務による加算の算定

○告示

別表 計画相談支援給付費単位数表

11 サービス提供時モニタリング加算

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。

相談支援員の業務による加算の算定

○留意事項通知

第四 1 計画相談支援費の算定について

(2) 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて

③ 具体的運用方針 (一) 共通事項 ア 共通 (カ) 取扱件数

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。

また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

ICTの活用等（テレビ電話装置等による面談）

○概要

以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、**月1回は対面による訪問を要件**とする）

- 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
- 集中支援加算（計画作成・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
- 居宅介護支援事業所等連携加算（月2回以上居宅訪問した場合）
- 保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

その他：新設の加算（相談支援系）

○高次脳機能障害支援体制加算

- ・対象サービス：計画相談支援、障害児相談支援
- ・参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問9～12、70～73

○地域生活支援拠点等機能強化加算

- ・対象サービス：計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- ・参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問3～7
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.3（令和6年5月10日）問1～4

個別支援計画の共有

○概要

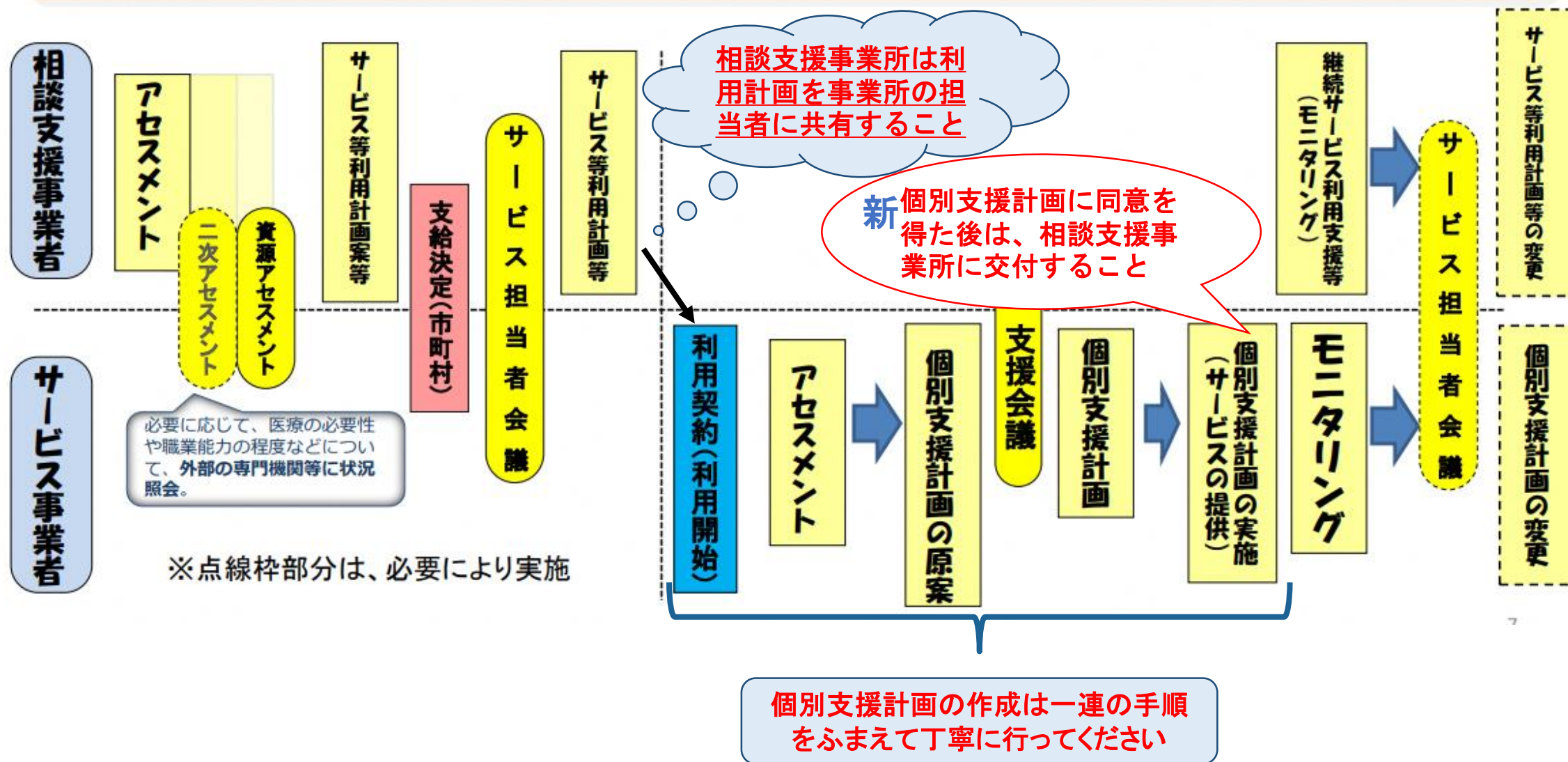
指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

○参考

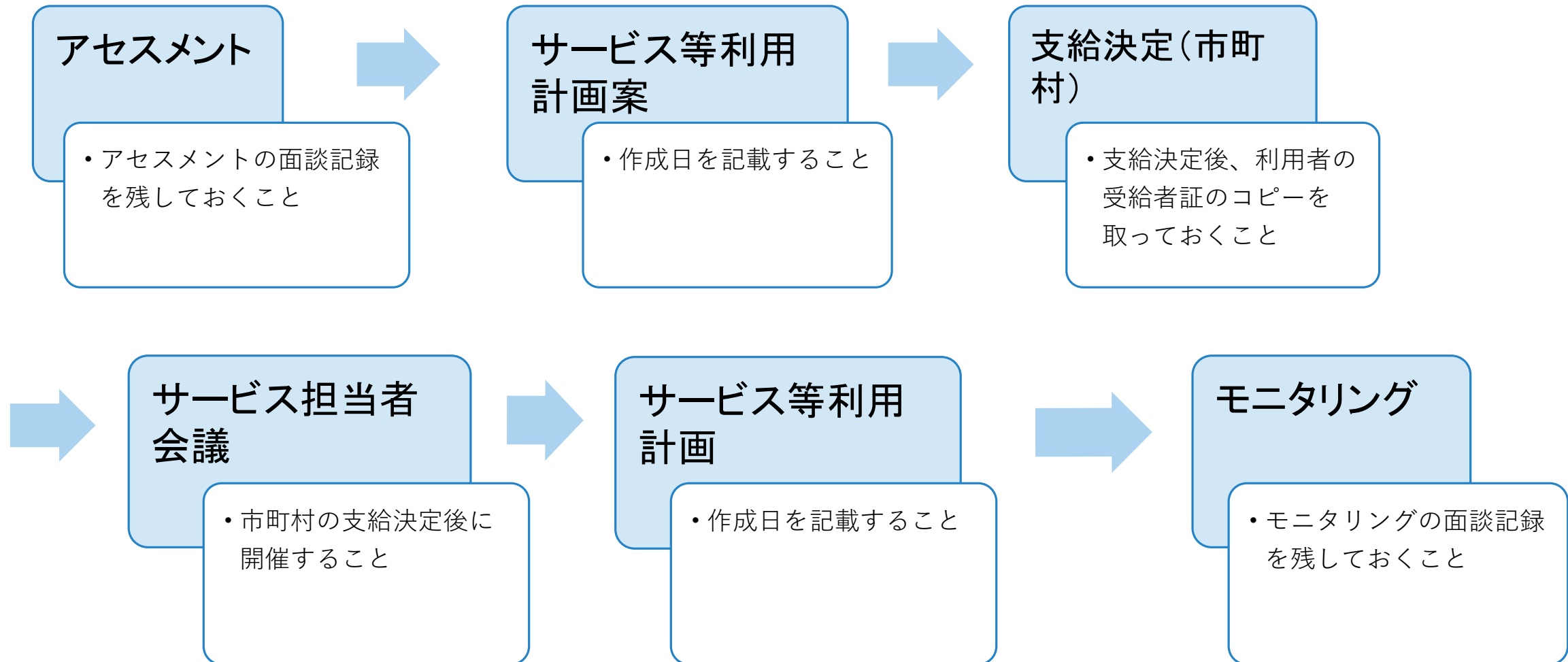
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問39

全サービス（短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く）

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



【計画作成の流れ】



相談支援に関する Q & A

相談支援に関する Q & A

相談系サービスにおけるこれまでのQ&Aやその修正も含め、
支給決定や報酬などのQ&Aを取りまとめ、
令和6年4月5日付事務連絡で改正

○参照

集団指導参考資料 「相談支援に係る Q & A の改正について」

→ 法令改正や報酬改定にかかるQ&A等とあわせて、
再度確認を

4. 実地指導における主な指導項目

令和5年度の実地指導における主な指導項目です。

項目によっては全サービスに該当しないものもありますが、

提供するサービスの基準をよく理解し、適切な事業所運営を行ってください。

※国通知の改正により、令和6年度から「実地指導」の名称が「運営指導」となります。

人員基準

資格や実務経験を証明する書類の控えを事業所に保存しておくこと。

- 在職している職員の資格証、実務経験証明書、研修修了証の写しが保管されておらず、事業所が資格等を確認していることが確認できないケースがあった。
- 退職した職員の資格証などの写しを破棄していて、資格要件が確認できないケースがあった。
※書類の保存年限は5年。

人員配置基準を満たすこと。

- 各サービスで定められている必要な人員数を満たしていないケースがあった。

運営基準

【運営規程】

運営規程と重要事項説明書の内容を一致させること。（齟齬ありの指摘多数）

〈特に注意が必要な項目〉

項目	注意点
◆職員の職種、員数	・ 実態に合った人数を記載すること （基準配置や加算に必要な員数を満たしていれば、 「○人以上」の記載でも可）
◆営業日及び営業時間等	・ 曜日や時間を正しく記載すること ・ 長期休暇の期間を確認し、日付を明記すること （例：×「お盆休み」⇒○「8/13～15」）
◆サービスを提供する主たる対象者	・ 指定課への届け出と一致しているか確認すること
◆サービスの内容	・ 実態と合っているか確認すること （現在実施していない、かつ今後も実施予定のない サービス内容は削除）
◆利用者から受領する費用の額等	・ 実態に合った料金を記載すること ・ 重要事項説明書に記載している費用項目と一致させること

※運営規程には実態に合った内容を記載し、重要事項説明書や契約書等と記載内容を一致させてください。
※変更届が必要な変更を行った場合は、速やかに障害福祉課・こども政策課へ変更届を提出してください。

【重要事項説明書】

必要項目を記載し、内容を整備すること。（項目抜けや内容不足の指摘多数）

〈特に注意が必要な項目〉

項目	注意点
◆サービス料金と利用者負担額	・最新の単位数で計算すること （利用者負担額は1円未満切り捨て） ・その他費用欄に利用者の自己負担が必要な料金を記載すること
◆緊急時の対応方法	・ 事業所の「緊急時の連絡先及び対応可能時間」を記載すること
◆事故発生時の対応方法	・市の窓口を正しく記載すること（次ページ参照）
◆苦情解決の体制及び手順	・相談及び苦情に対応するための手順を記載すること ・市の窓口を正しく記載すること（次ページ参照）
◆第三者評価の実施状況	・項目として記載した上で、 「実施している」場合…実施日・評価機関名・結果の開示状況を明記 「実施していない」場合…実施していない旨を記載
◆サービス提供開始可能年月日/ 重要事項説明の年月日	・記入漏れのないようにすること。

※重要事項説明書には実態に合った内容を記載し、運営規程や契約書等と記載内容を一致させてください。

※必要項目については、豊中市または大阪府のモデル様式をご参照ください。

【重要事項説明書】市・公的団体の窓口

◆事故報告の窓口

【市町村の窓口】 豊中市福祉部障害福祉課	所 在 地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 番 号 : 06-6858-2229 ファックス番号 : 06-6858-1122 受 付 時 間 : 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時15分
---------------------------------------	---

◆苦情・相談受付の窓口

【市町村の窓口】 豊中市福祉部障害福祉課	所 在 地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 番 号 : 06-6858-2229 ファックス番号 : 06-6858-1122 受 付 時 間 : 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 豊中市健康福祉サービス 苦情調整委員会	所 在 地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 番 号 : 06-6858-2815 ファックス番号 : 06-6854-4344 受 付 時 間 : 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 : 大阪府中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター内 電 話 番 号 : 06-6191-3130 ファックス番号 : 06-6191-5660 受 付 時 間 : 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前10時～午後4時

【サービスの提供の記録】

利用日ごとのサービスの提供の記録を作成し、利用者確認を得ること。

必要な記録(2点)

- ①サービスの提供の記録（日々の実施記録）
- ②サービス提供実績記録票

注意点

- ①②いずれも、利用日数分の記録が必要。
- ①②いずれも、利用日数分の（各利用日に対する）利用者確認が必要。
 - 例：①の利用者確認を全く得ていない（書類上で確認を得ていることがわからない）、
②の利用者確認を利用日数分得ていない（月23日利用に対して押印一つのみ）等のケースがあった。
- ※「記録がない」または「利用者確認を得ていない」場合は、過誤調整が必要となる場合があります。
- 電子媒体（システム等）を利用して記録する場合も、利用者確認が必要。
 - 電子媒体の活用が進む中、特に①の利用者確認が漏れていることが多いため要注意。
- ※電子媒体を利用して利用者確認を得る場合は、事前に利用者等からの承諾が必要です。

(参考) 各種手続き・記録などの電子化に関するQ&A

○掲載場所(豊中市ホームページ)

「トップページ」→「健康・福祉・医療」→「障害者福祉」→「障害者福祉(事業者向け)」
→「市からのお知らせ」→「各種手続き・記録などの電子化に関するQ&A」

各種手続き・記録などの電子化に関するQ&A

📧 ポスト

📱 シェア

📞 LINEで送る

ページ番号：186253759 更新日：2023年4月6日

🖨️ 印刷

令和3年（2021年）7月の指定障害福祉サービス事業などに関する国の基準省令の改正施行に伴い、豊中市においても、従来は紙媒体で行うこととしていた書類の交付やサービス提供記録の保管などの電子化を認める条例改正を行いました。
電子化を進めるに当たってのQ&Aを掲載していますので、ご参考になさってください。

電子化を進めるに当たってのQ&A（外部リンク）

厚生労働省

「令和3年度障害福祉サービス報酬等改定」に伴う関連Q&Aとして掲載されていますので、厚生労働省ホームページもご覧ください。

📄 [令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について](#)

📄 [令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5\(令和3年6月29日\) \(PDFデータ\)](#)

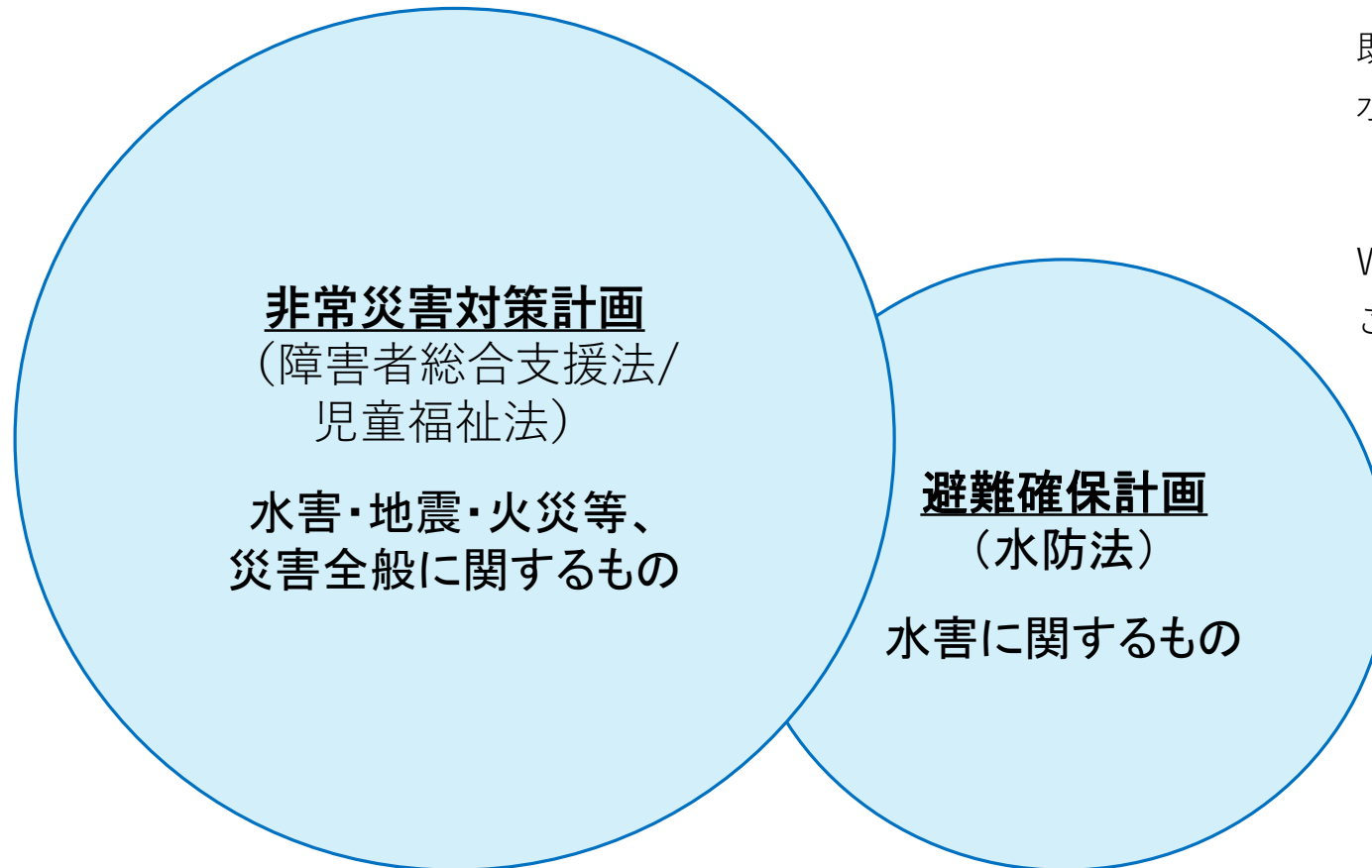
法務省

📄 [押印についてのQ&A](#)

豊中市ホームページ
(障害福祉課のページ)に、
電子化を進めるに当たってのQ&Aが
掲載されていますので、
ぜひ参考にしてください。

【非常災害対策計画】

必要項目を盛り込み、内容を整備すること。（項目抜けや内容不足の指摘が多数）



既に避難確保計画を作成している事業所についても、水害に加えて、地震・火災等への対応も盛り込んだ「非常災害対策計画」を作成する必要があります。

WAM NETに策定例が掲載されていますので、ご参照ください。（36ページ参照）

非常災害対策計画に必要な項目

必須項目

- ①障害者支援施設等の立地条件(地形等)
- ②災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ③災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ④避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ⑤避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ⑧災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ⑨関係機関との連携体制等

※これらの必要な項目を設定・記載した上で、
事業所ごとに具体的で実効性のある計画を作成してください。

(参考) WAM NETにおける「非常災害対策計画（策定例）」の掲載場所

The image shows two screenshots of the WAM NET website. The top screenshot is the main homepage, and the bottom screenshot is a search results page. A green arrow points from the main site to the search results page.

WAM NET Main Page:

- Header: WAM NET WELFARE AND MEDICAL SERVICE WORK SYSTEM
- Navigation: 経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者 | スマホサイト | お問い合わせ | サイトマップ | 音声・文字サイズ
- Search Bar: 非常災害対策計画 (highlighted)
- Buttons: 会員入口, 会員登録
- Menu: トップ, 高齢・介護, 医療, 障害者福祉, 子ども・家庭, 知りたい

WAM NET Search Results Page:

- Header: WAM NET WELFARE AND MEDICAL SERVICE WORK SYSTEM
- Navigation: 経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者 | スマホサイト | お問い合わせ | サイトマップ | 音声・文字サイズ
- Search Bar: サイト内検索
- Buttons: 会員入口, 会員登録
- Menu: トップ, 高齢・介護, 医療, 障害者福祉, 子ども・家庭, 知りたい
- Breadcrumbs: トップ > WAM NET簡易検索
- Search Title: WAM NET簡易検索
- Results: 約 17,700 件 (0.14 秒) | 表示順: Relevance
- Result 2: 参考 非常災害対策計画（策定例）.doc (highlighted)
- File Format: ファイル形式: Microsoft Word
- Text: ※各施設で十分に確認の上、作成してください。（3）予測される災害の危険性: 火災、浸水、土石流、断層型地震。
- Link: WAM NET 山梨県センター 掲示板（社会福祉施設等における非常 ...
- URL: www.wam.go.jp > wamappl > OpenDocument
- Date: 2017/04/07 ...
- Text: 県内の各社会福祉施設等において、速やかに非常災害対策計画の点検、見直し又は策定が実施されるよう、別添のとおり手引を取りまとめました。

【出勤状況が確認できる書類】

従業者ごとの出勤状況が確認できる書類を作成すること。（内容不備の指摘多数）

出勤状況が確認できる書類の例

- ・タイムカード
- ・出勤簿
- ・その他勤怠管理システム等

注意点

- ・勤務日だけでなく、**勤務時間も記載すること。**
- ・休暇・欠勤について、その種別（例：有給休暇、特別休暇など）が分かるようにしておくこと。
- ・休暇・欠勤の取得日時がわかるようにしておくこと。

勤務予定（実績）一覧表との齟齬がたびたび見受けられます。

事業所において、従業者全員の出勤状況を正しく管理・把握すること

【揭示】

- 利用者またはその家族等に対して見やすい場所に掲示すること。
- 掲示に加えて、WAM NETやホームページ等への掲載により、これらの情報を公表すること。

- 掲示されていなかった、または下記の掲示が必要なものが不足していたケースがあった。
- 算定していた加算の要件となっていたが、WAM NET等で公表されていないケースがあった。

【事業所において掲示が必要なもの】

- 重要事項説明書
- 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況
- 相談支援専門員の有する資格、経験年数、勤務の体制

※勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、相談支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではない。

※特に、主任相談支援専門員配置加算などの要件になっている場合は、掲示だけでなく、公表が必須なので、改めて確認すること。

【揭示（実施状況の例）】

令和5年度（2023年度） 計画相談支援・継続サービス利用支援 実施状況

身体障害者	7人	難病対象者	0人
知的障害者	15人	男性利用者	20人
障害児	3人	女性利用者	20人
精神障害者	15人	合計利用者数	40人

実施年	令和5年(2023年)									令和6年(2024年)			計	
実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
基本相談	1日あたりの相談件数実績＜最少0件／最多5件＞													
計画相談支援	13	9	9	10	12	10	11	10	13	11	15	17		140
継続サービス利用支援	2	1	3	2	4	5	11	3	5	4	7	13		60
相談件数	15	10	12	12	16	15	22	13	18	15	22	30		200

【揭示（勤務体制等の例）】

令和6年(2024年) 8月時点

相談支援事業所 ☆☆☆ 業務従事者

支援員	管理者 主任相談支援専門員	相談支援専門員	相談支援専門員
業務形態	常勤(専任)	非常勤(兼務)	非常勤(兼務)
有資格	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
経験年数	主任相談支援専門員 1年未満 相談支援専門員 3年 生活支援員 5年	相談支援専門員 1年未満 生活支援員 10年 強度行動障がい支援者養成研修 (実践編) 修了	相談支援専門員 1年未満 生活支援員 15年

相談支援事業所☆☆☆ 相談支援専門員 体制表

支援員 \ 曜日	月	火	水	木	金	土	日・祝
主任相談支援専門員 常勤	● 9:00~17:00	● 9:00~17:00	● 9:00~17:00	● 9:00~17:00	● 9:00~17:00		
相談支援専門員 非常勤		● 9:00~17:00		● 9:00~17:00			
相談支援専門員 非常勤	● 9:00~17:00		● 9:00~17:00		● 9:00~17:00		

報酬基準

【サービス利用支援費・継続サービス利用支援費の算定要件】

サービス利用支援費・継続サービス利用支援費を算定するに当たっては、以下の基準のいずれも満たしていることが確認できるようにすること。

【計画相談支援の場合】

① サービス利用支援

- (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による
利用者及びその家族への面接等
- (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- (三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

② 継続サービス利用支援

- (一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等
- (二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施

※機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費を算定する場合は、別途要件があるので、必ず確認すること。

【継続サービス利用支援費】

**更新月のモニタリングについて、
継続サービス利用支援費は算定できない**

◎更新申請にかかる計画相談支援における、更新月のモニタリング
→ 継続サービス利用支援費を算定しているケースがあった。

⇒次ページの事例を参考にするとともに、

法令・通知等を改めて確認すること

- サービスの終期月である10月にモニタリングを実施し、更新申請に係るサービス等利用計画案を作成
- 計画案を提出し、更新申請に係る支給決定が行われた後、サービス等利用計画を作成した事例

【更新】

10月誕生日の方が、障害福祉サービス（居宅支援）利用を引き続き行う為に、更新申請に係る計画相談支援を行った場合。モニタリング周期は3か月。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
モ			モ			モ			更新月 ・ 「モ」 「案」 「本計画」 提出	計画開始	
	「モ」 1月分 で請求			「モ」 4月分 で請求			「モ」 7月分 で請求				「計画」 11月分 で請求

※「モ」はモニタリング

「案」はサービス等利用計画案の作成、
「本計画」はサービス等利用計画の作成
網掛けは報酬算定可を意味する。

※「計画相談支援・障害児相談支援マニュアル」
（平成31年4月豊中市、協力：豊中市障害者
自立支援協議会）より抜粋

→11月提供分としてサービス利用支援費を12月に請求

（計画を提出したのは10月だが、更新後のサービス支給決定に係る計画のため）

※モニタリングとサービス等利用計画の作成が同月に一連の流れで行われているため、**10月提供分の継続サービス利用支援費は算定できない。**

※計画の提出が11月になった場合も同様に、11月提供分としてサービス利用支援費を12月に請求

この動画は以上になります。
ご視聴ありがとうございました。